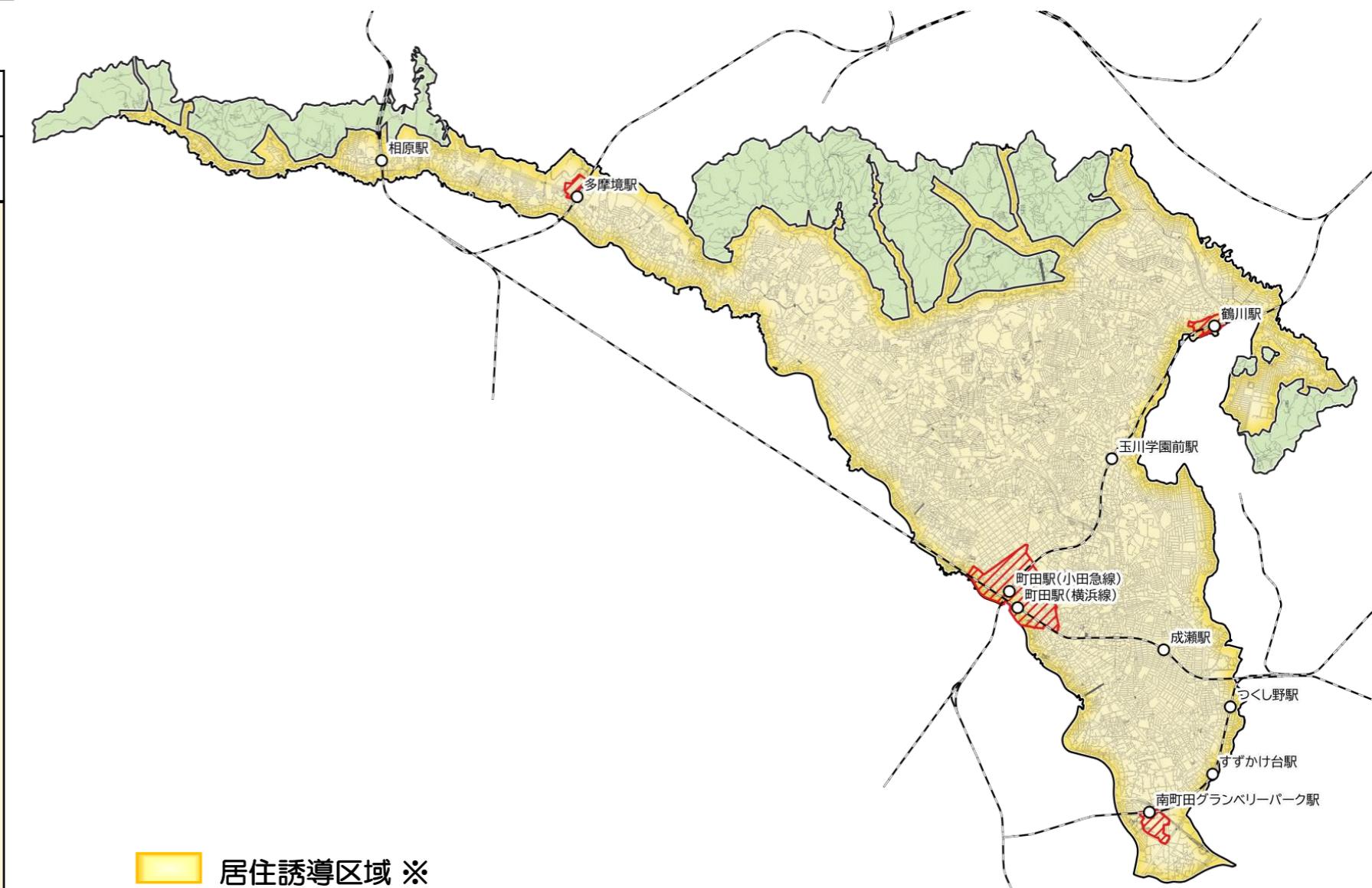


(3) 居住誘導区域の決定

これまで検証内容を踏まえ、居住誘導区域から除外する災害ハザードおよび区域内外に設定する考え方については、下表のとおりです。また、これをもって町田市における居住誘導区域の範囲は右図のとおりになります。

災害ハザードエリア	市の誘導区域設定	
	区域の内外	設定理由
水害	浸水予想区域	居住誘導区域 内
	家屋倒壊等氾濫 想定区域	<ul style="list-style-type: none"> これまで適切な対策を講じることで一定のリスクと共に存するまちづくりが展開されてきている。 現在もハード・ソフト両面からの総合的な対策を実施してきており、ハザードエリア内は、現況でも避難できる環境が整っている。 今後も、災害と共に存してきた街の成り立ちを踏まえ、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させる防災・減災対策を計画的に実施していく。
土砂灾害	土砂災害警戒区域	居住誘導区域 内
	土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域 外
急傾斜地崩壊危険区域		<ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法で「含めないこととされている区域」であるため、誘導区域外とする。



町田市における居住誘導区域図

※以下は居住誘導区域から除外

- 保安林
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域